

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定及び廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 清水 162号線	山越四丁目	問屋町	
2	市道 余土 223号線	余戸西三丁目	余戸西三丁目	
3	市道 余土 224号線	余戸南五丁目	余戸南五丁目	
4	市道 雄郡 195号線	土居田町	土居田町	
5	市道 道後 196号線	岩崎町一丁目	岩崎町一丁目	
6	市道 味生 272号線	北斎院町	北斎院町	
7	市道 味生 273号線	南斎院町	南斎院町	
8	市道 味生 274号線	空港通六丁目	空港通六丁目	
9	市道 生石 274号線	高岡町	高岡町	
10	市道 生石 275号線	富久町	富久町	
11	市道 生石 276号線	富久町	富久町	
12	市道 生石 277号線	久保田町	久保田町	
13	市道 久枝 268号線	西長戸町	西長戸町	
14	市道 潮見 135号線	吉藤二丁目	吉藤二丁目	
15	市道 余土 225号線	保免中二丁目	保免中二丁目	
16	市道 余土 226号線	余戸中四丁目	余戸中四丁目	

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
17	市道 久米 233号線	南久米町	南久米町	
18	市道 久米 234号線	来住町	来住町	
19	市道 久米 235号線	福音寺町	福音寺町	
20	市道 湯山 173号線	溝辺町	溝辺町	
21	市道 浮穴 100号線	森松町	森松町	
22	市道 石井 500号線	北土居一丁目	北土居一丁目	
23	市道 河野 27号線	府中	府中	
24	市道 生石 278号線	高岡町	高岡町	
25	市道 生石 279号線	久保田町	久保田町	
26	市道 石井 501号線	古川北一丁目	古川北一丁目	

2. 次の市道路線を廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
27	市道 石井 192号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
28	市道 石井 193号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
29	市道 石井 194号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
30	市道 石井 195号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	

(提案理由)

図面番号第1号は道路改良工事に伴い、第2～3号は道路新設工事に伴い、第4～23号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき築造された道路で同法第39条に伴い、第24～26号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基

づき、市道に認定するため、第27～30号は市営住宅の建替えに伴い、市道の路線を廃止するため、道路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

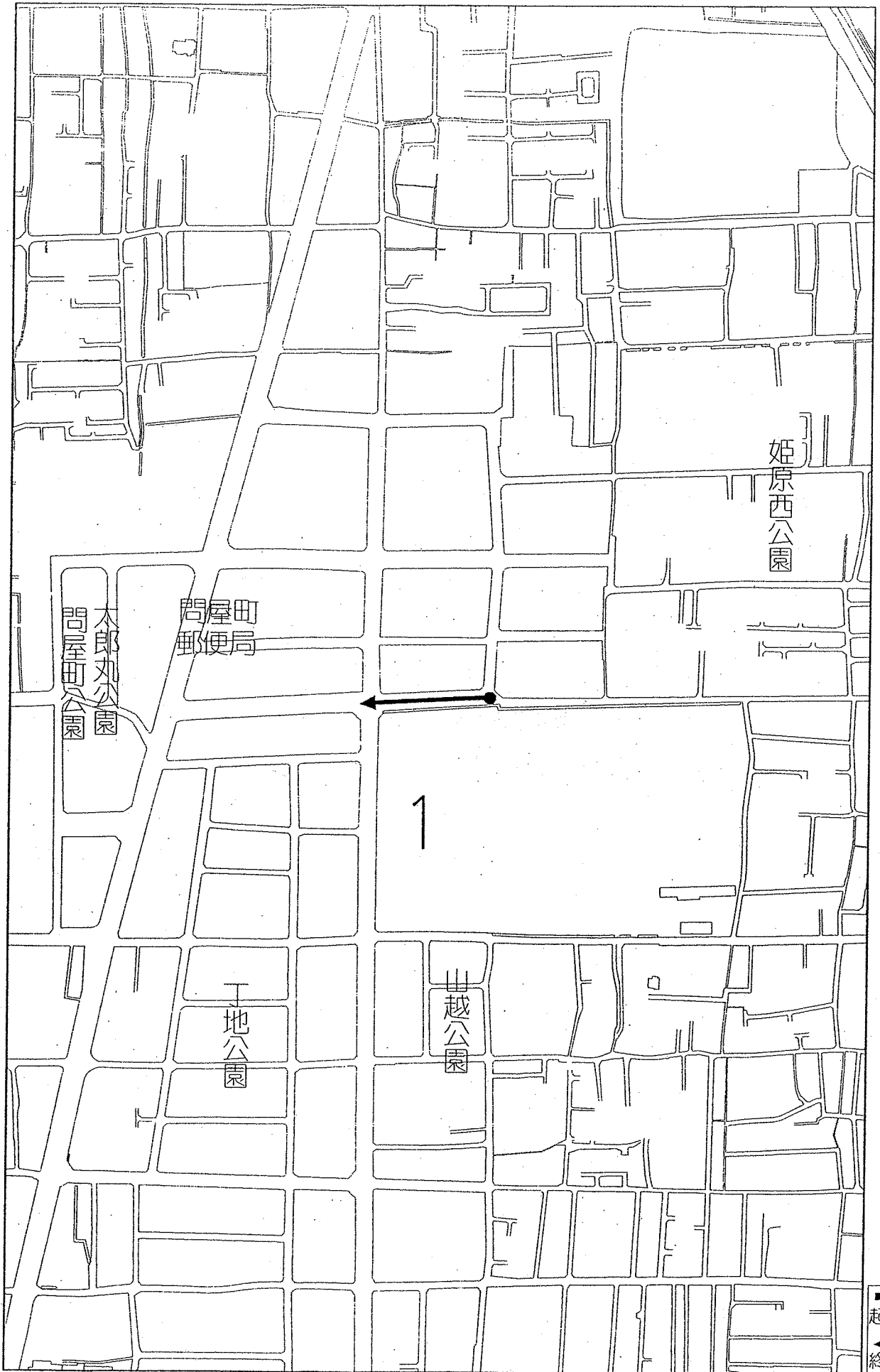
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

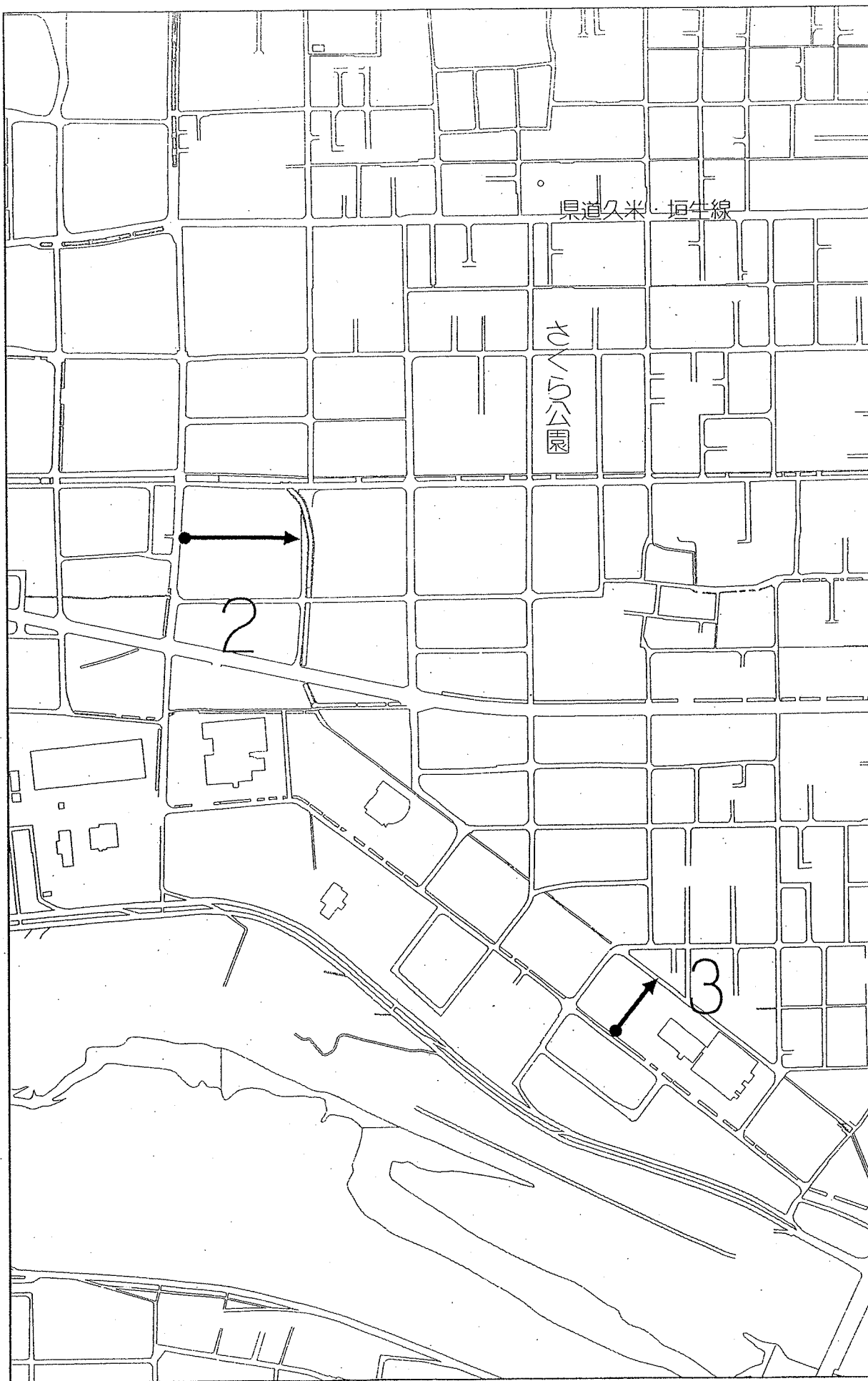
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

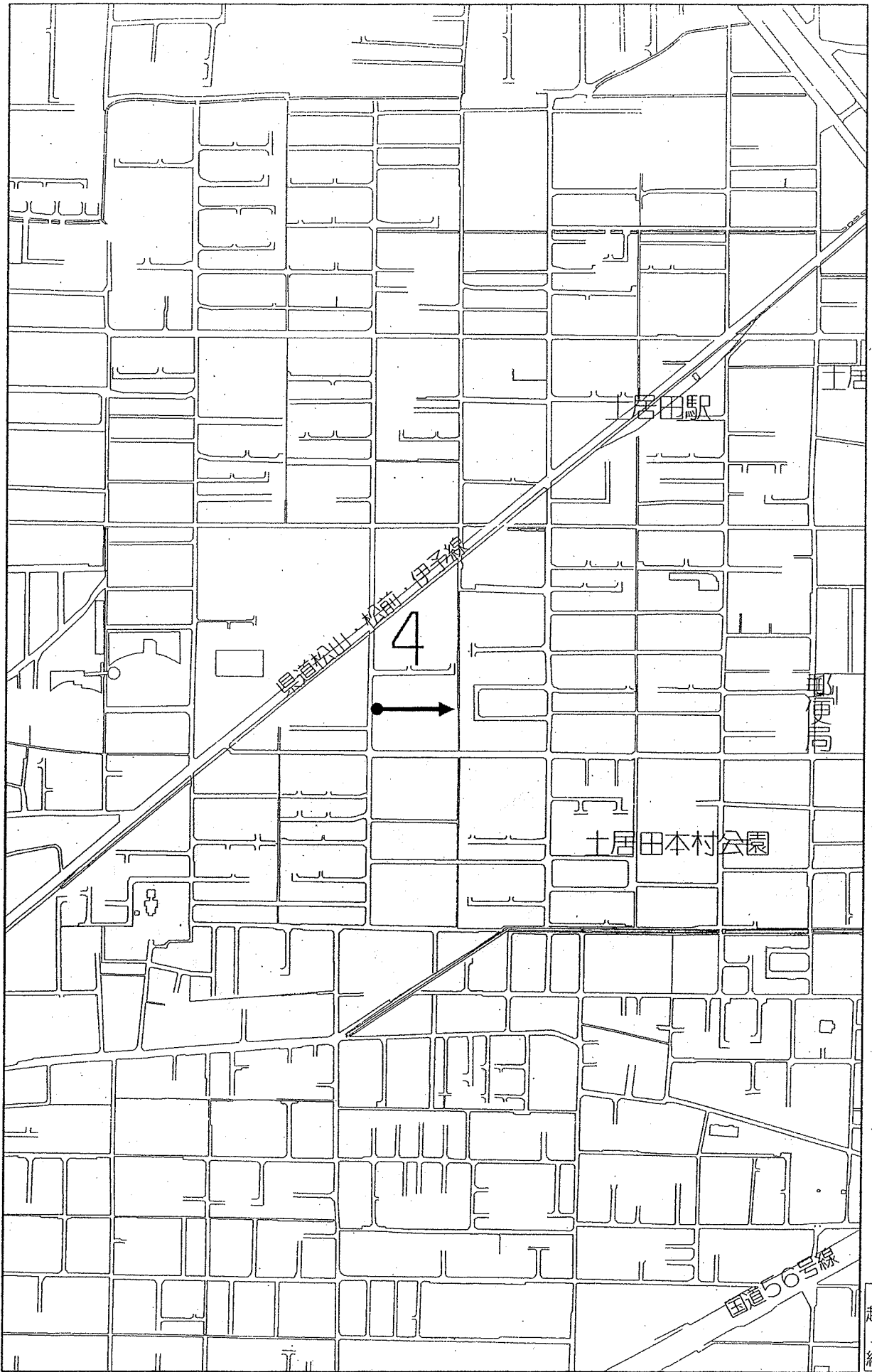
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

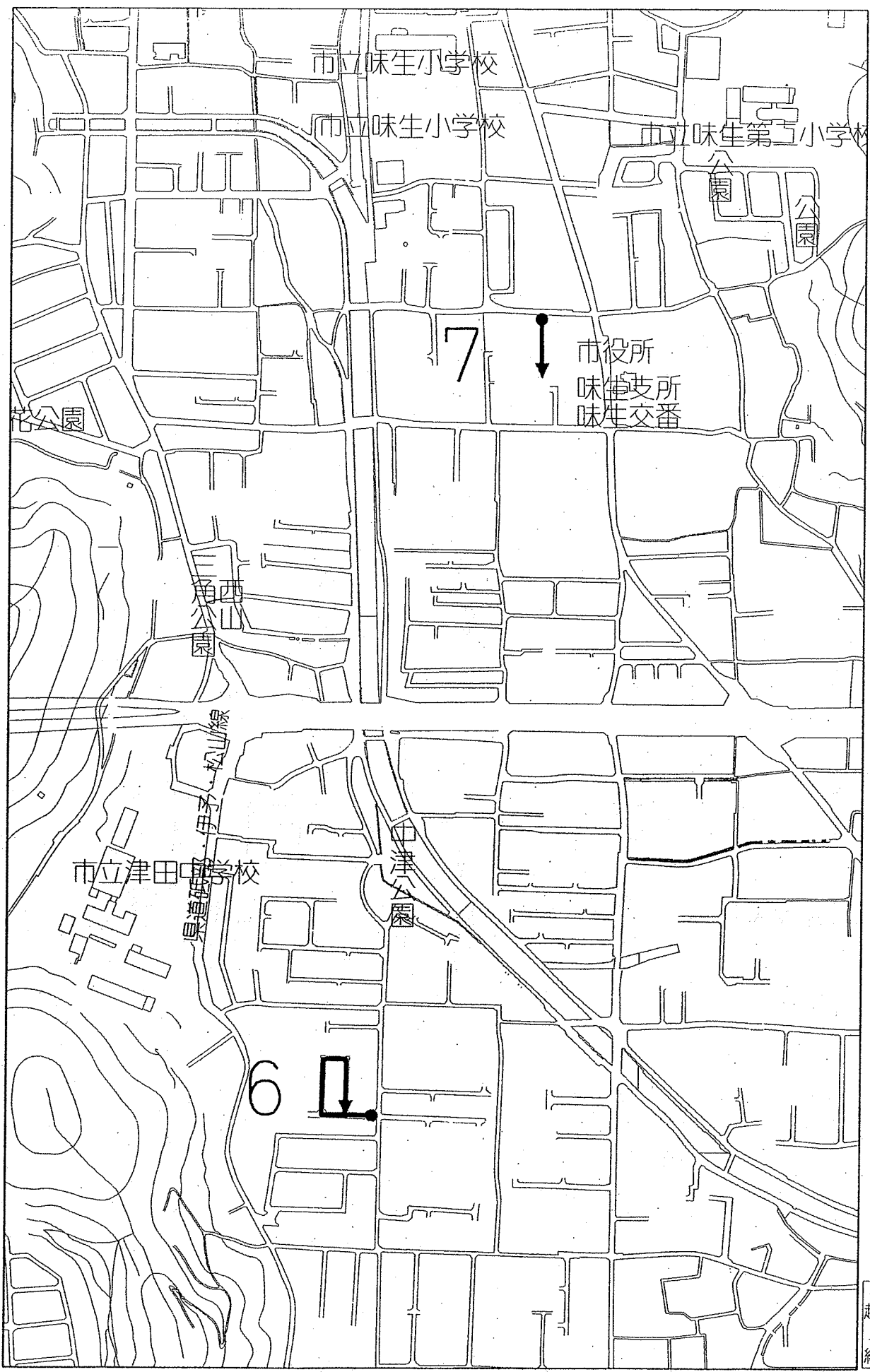




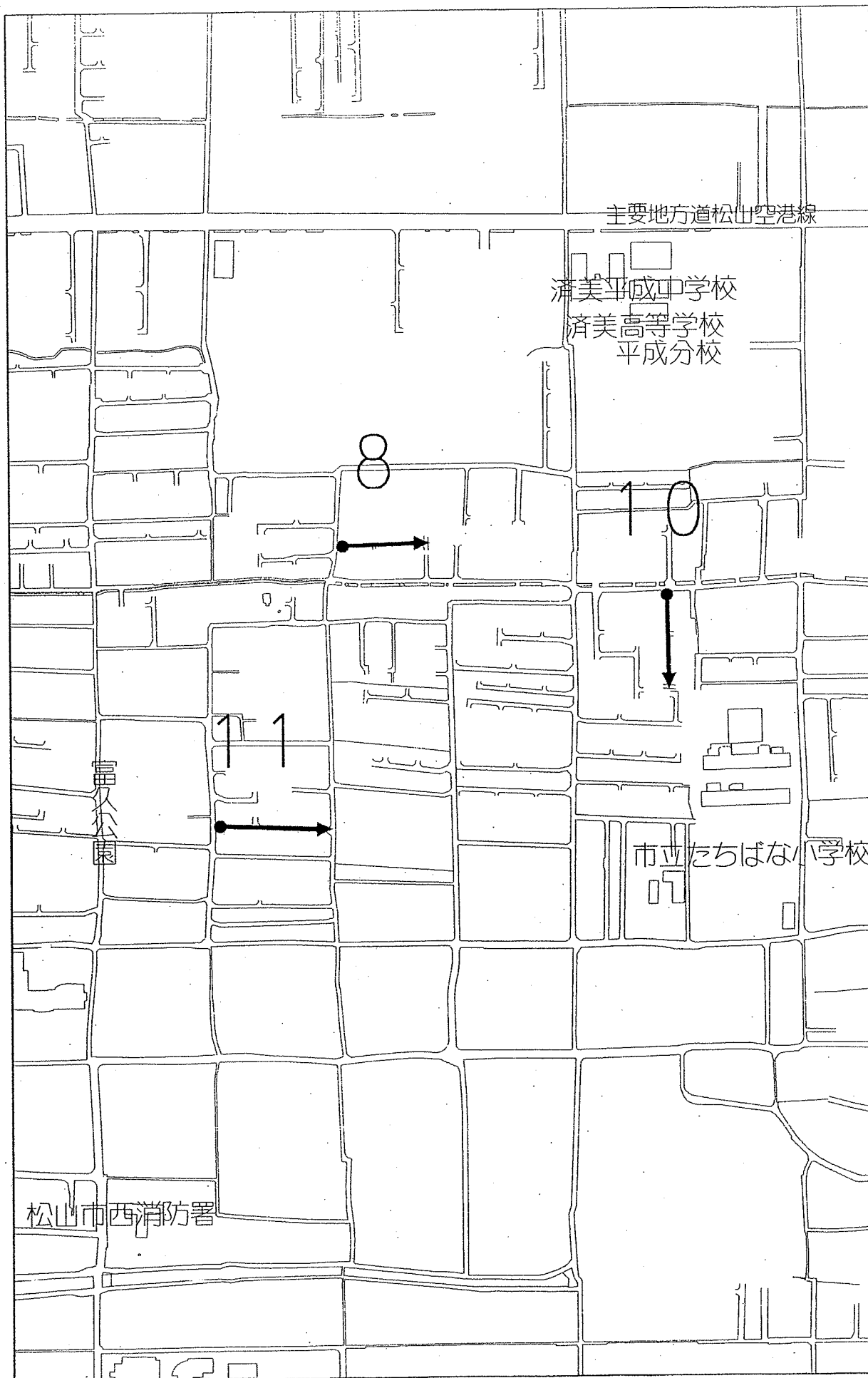


● 起点
← 終点

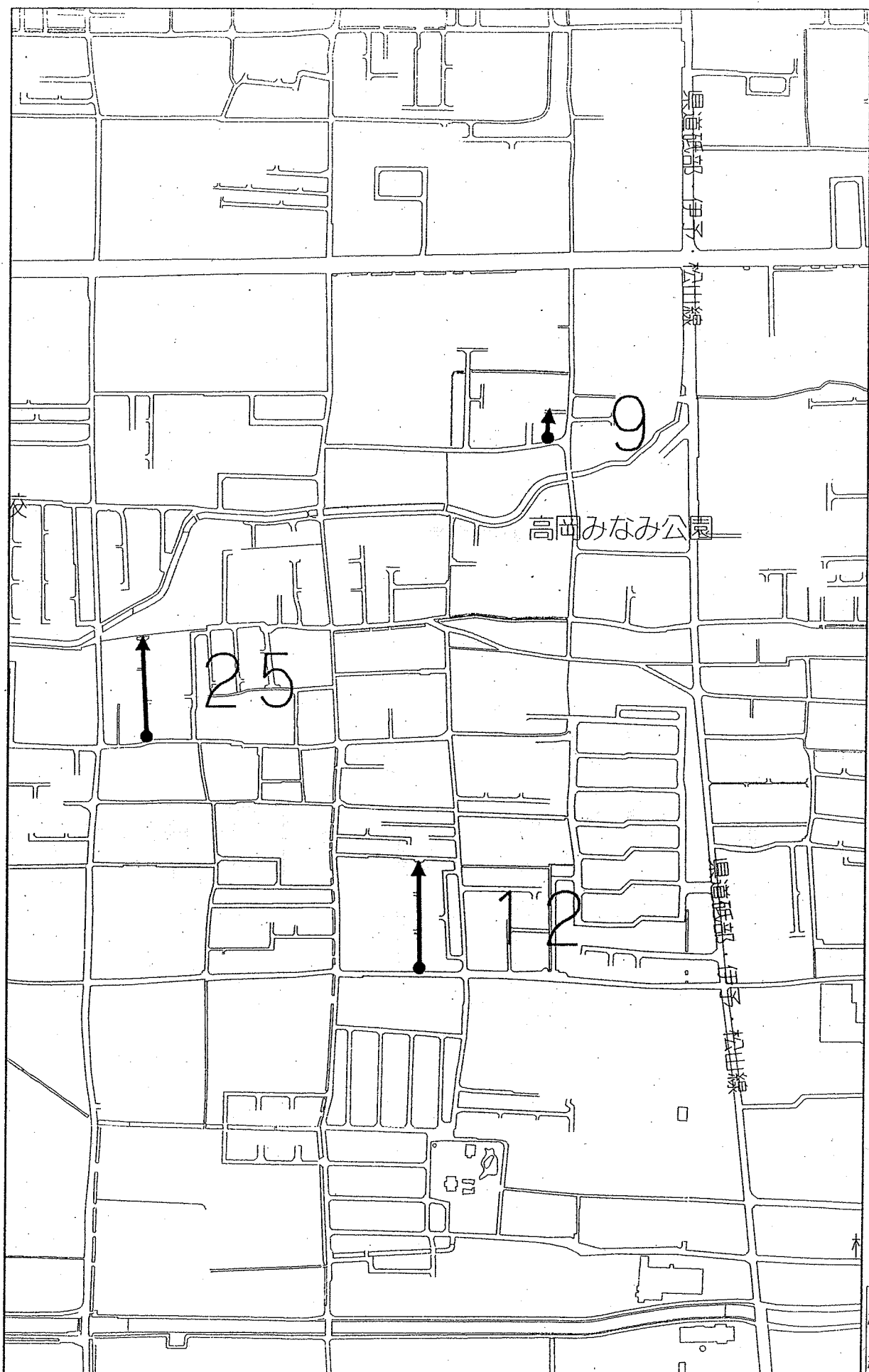




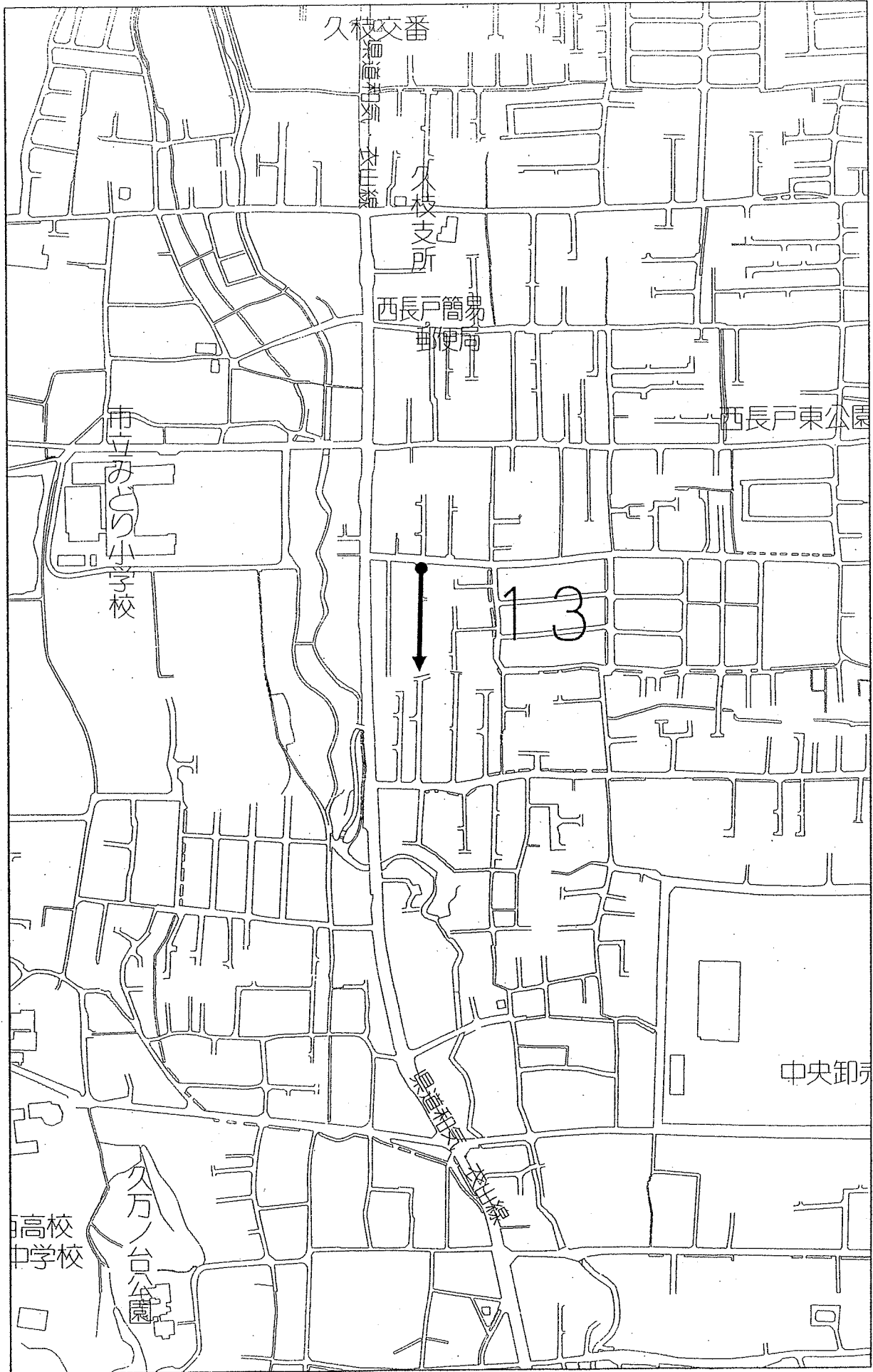
● 起点
← 終点

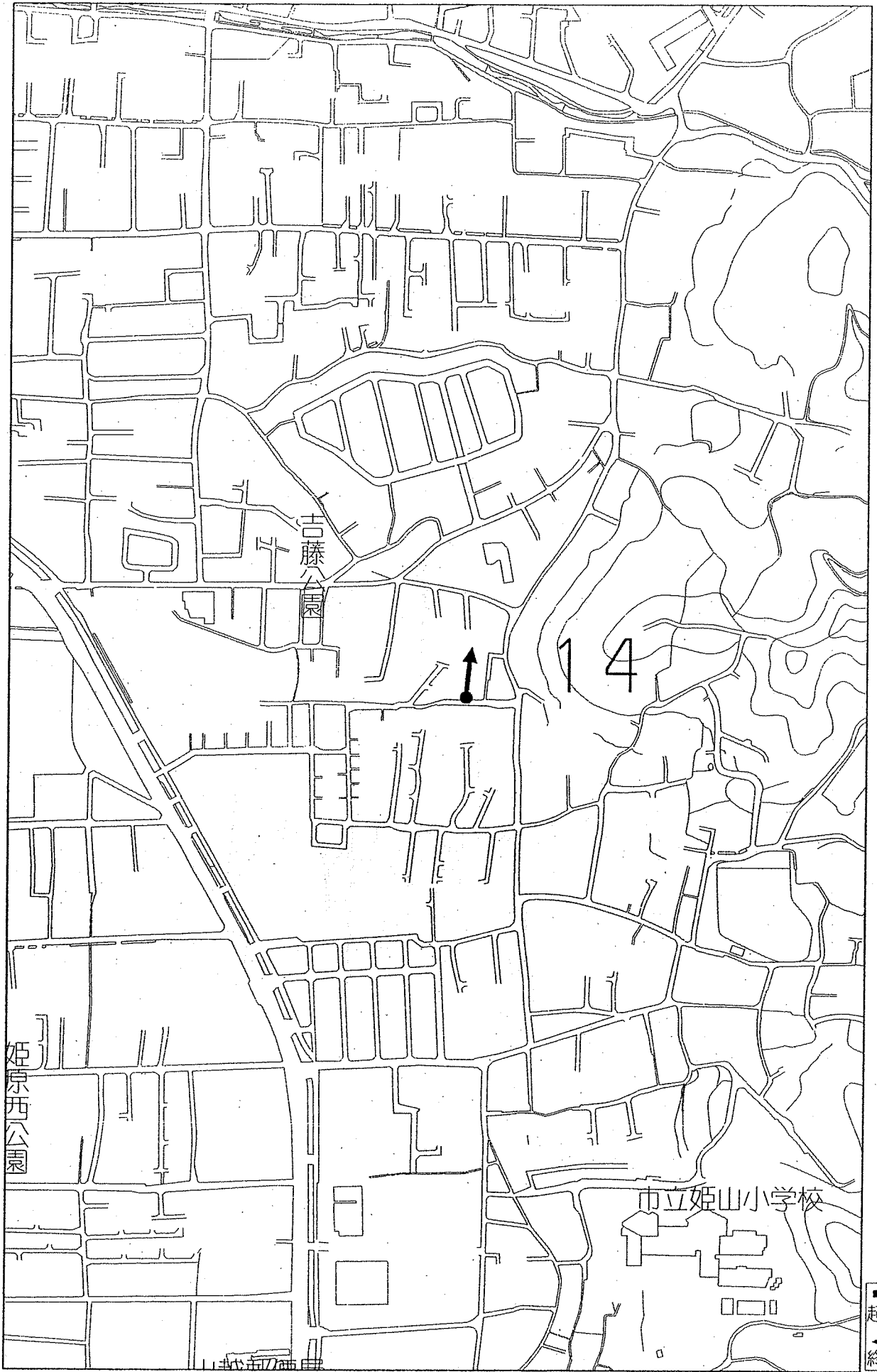


● 起点
← 終点



● 起点
← 終点





吉藤公園

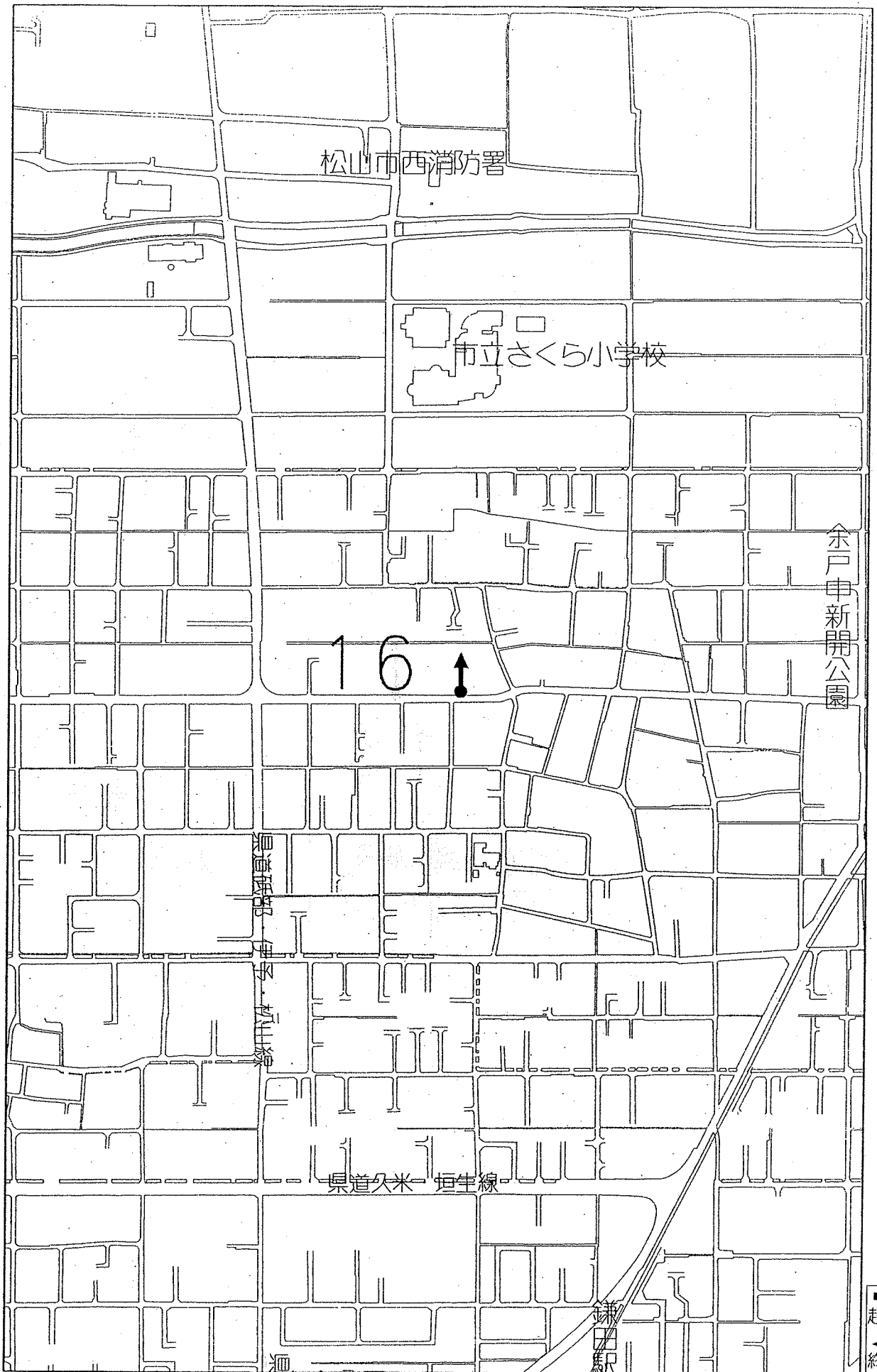
14

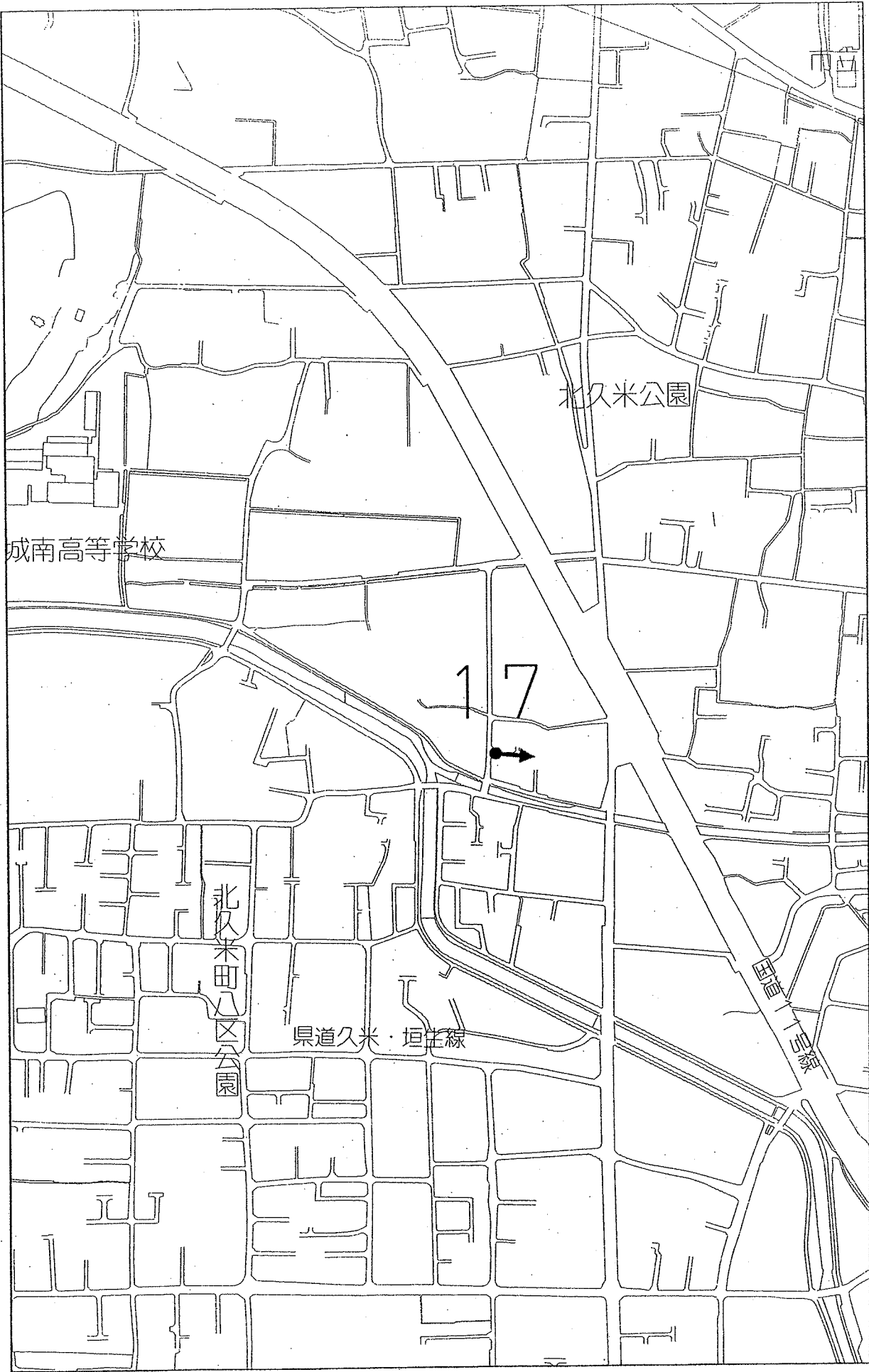
姫原西公園

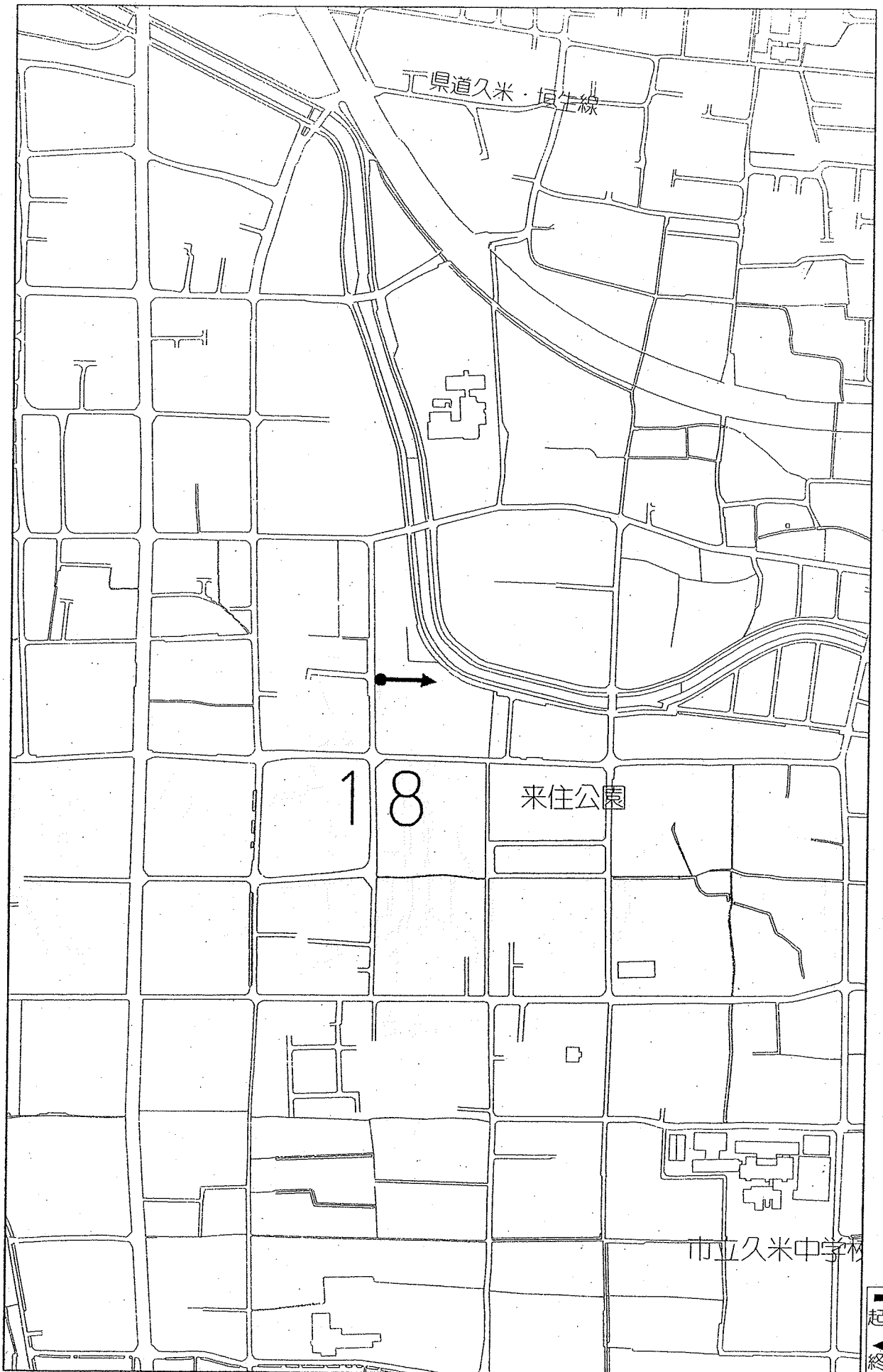
市立姫山小学校

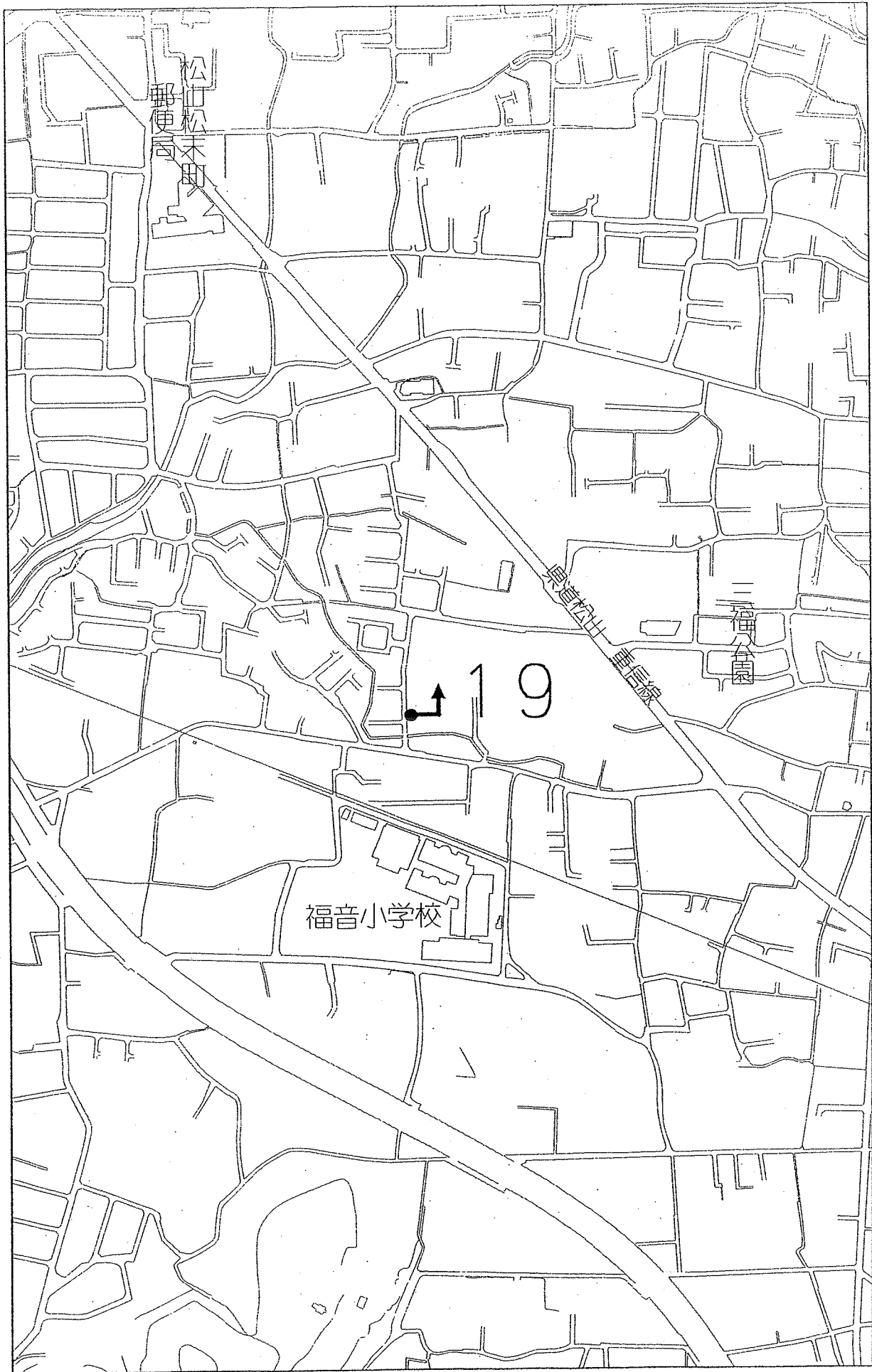
● 起点
← 終点



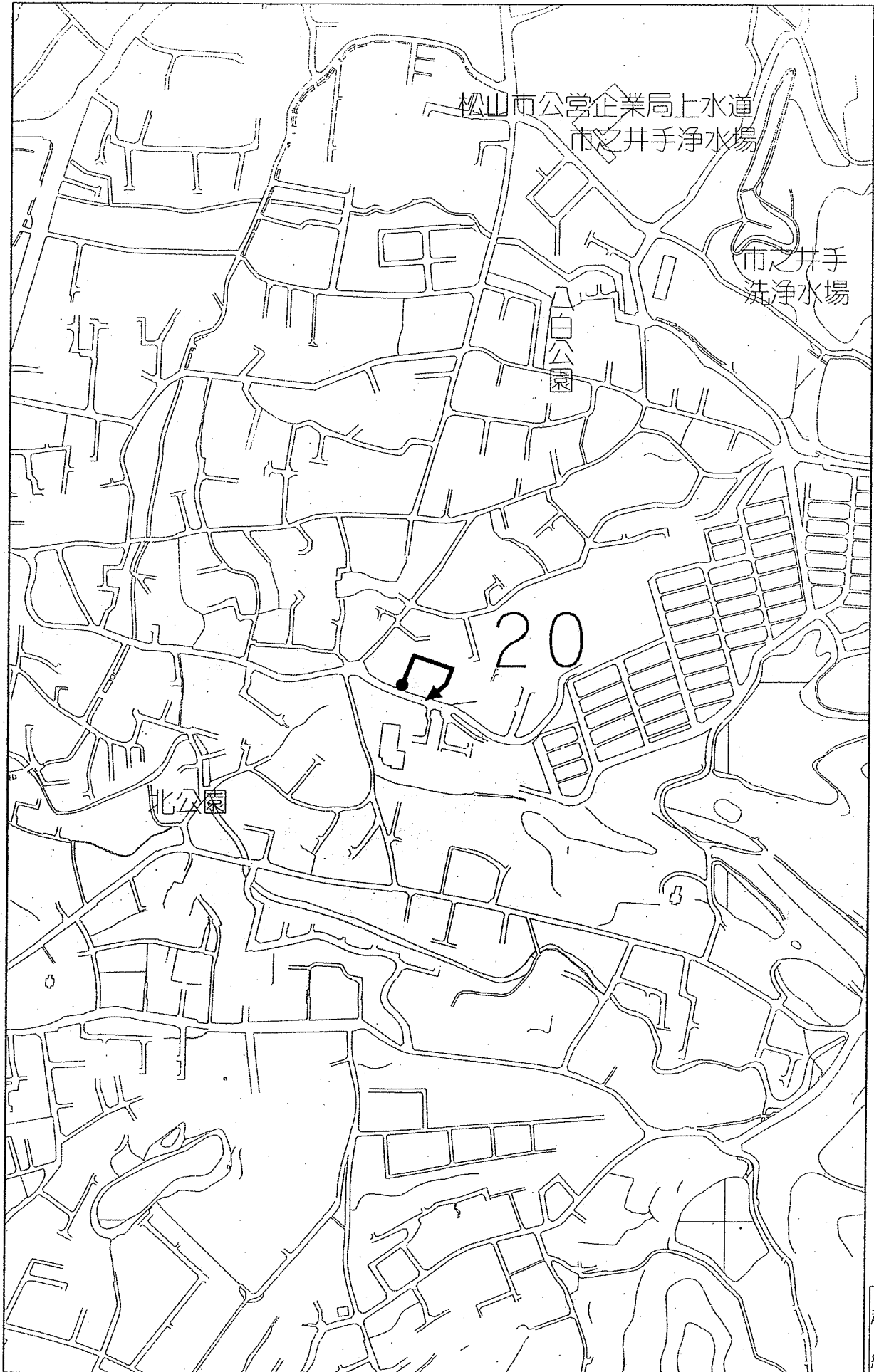








● 起点
▲ 終点



松山市公営企業局上水道
市之井手浄水場

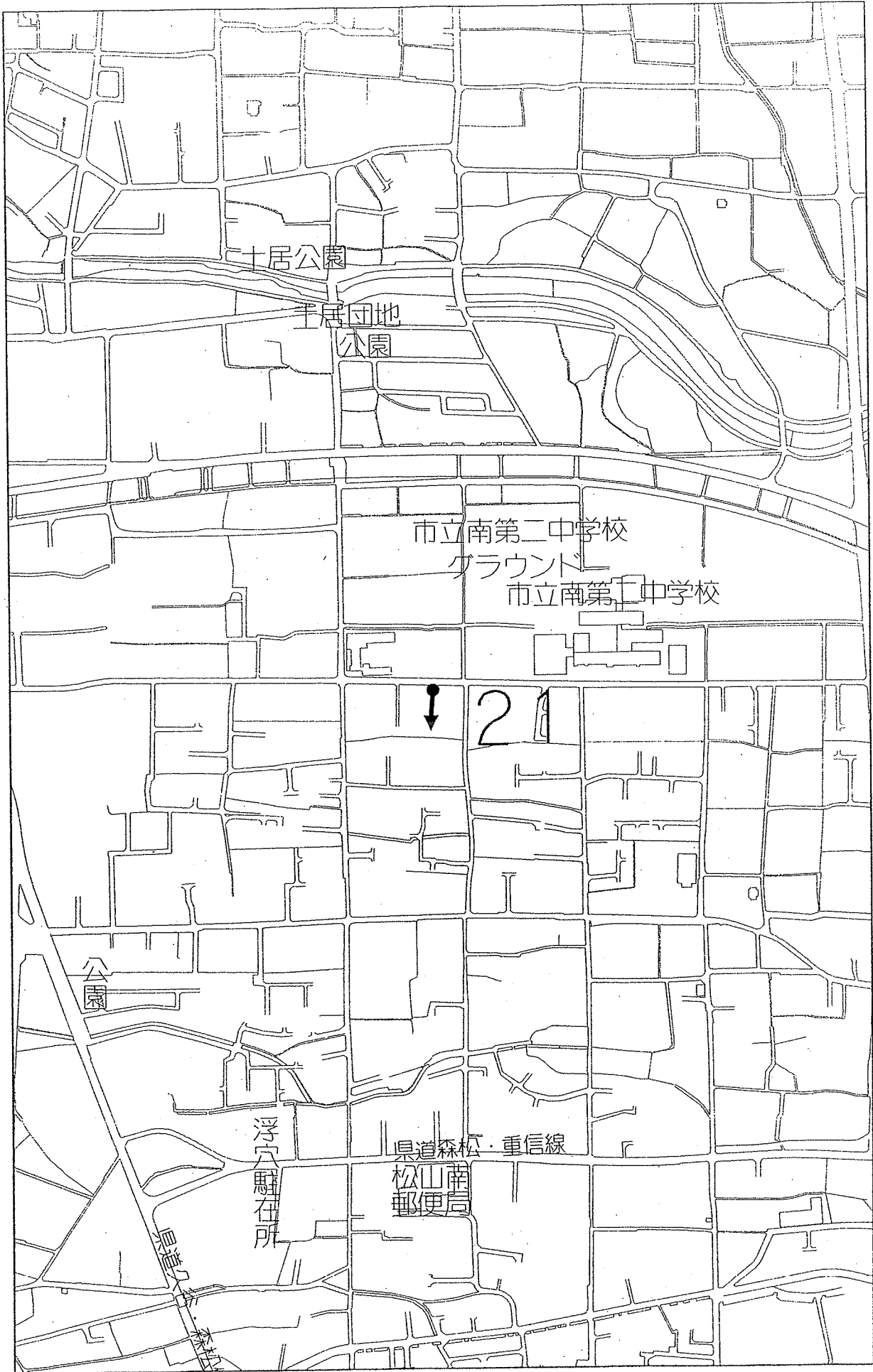
市之井手
洗浄水場

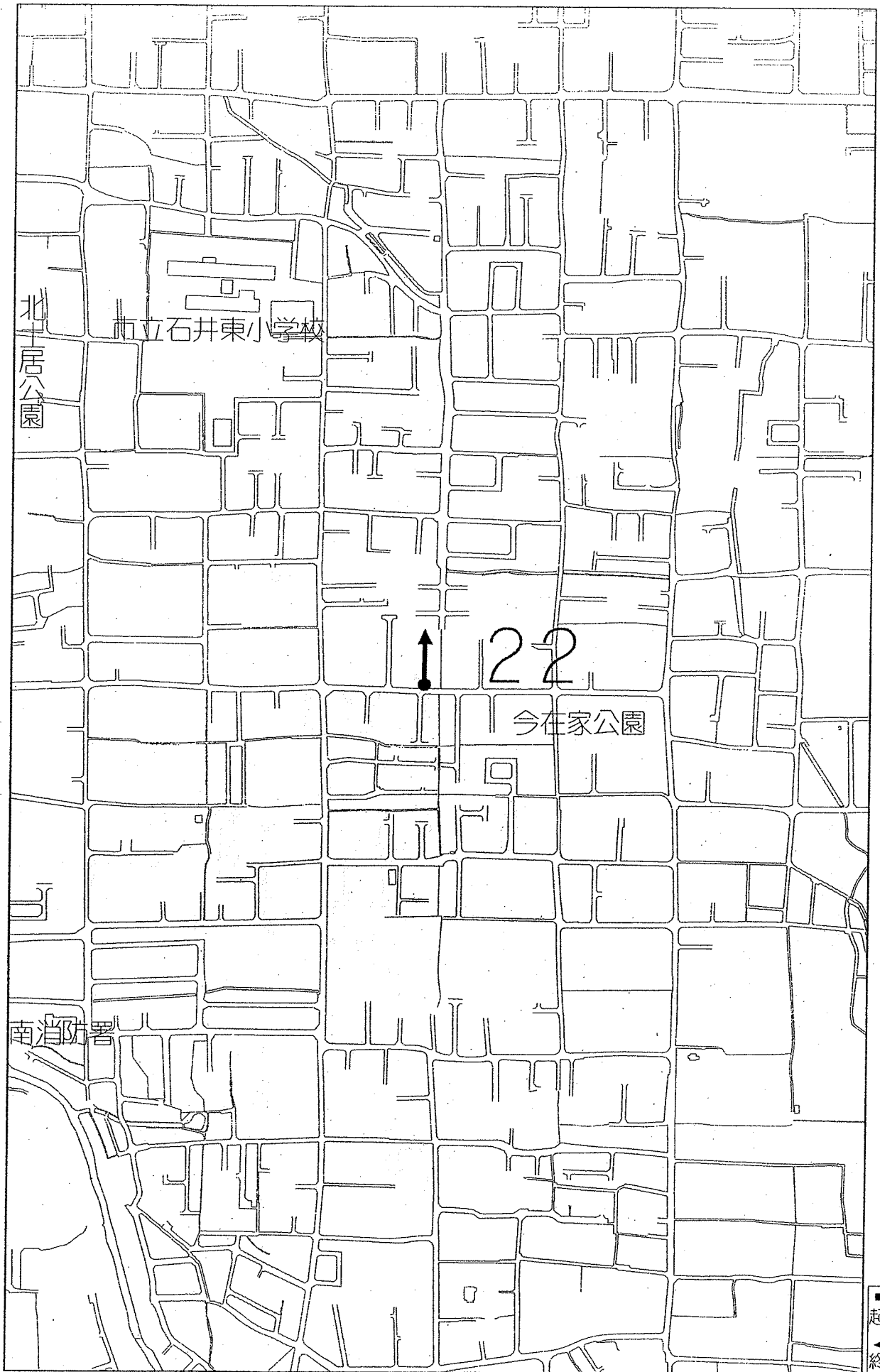
白公園

北公園

20

● 起点
▲ 終点





北十居公園

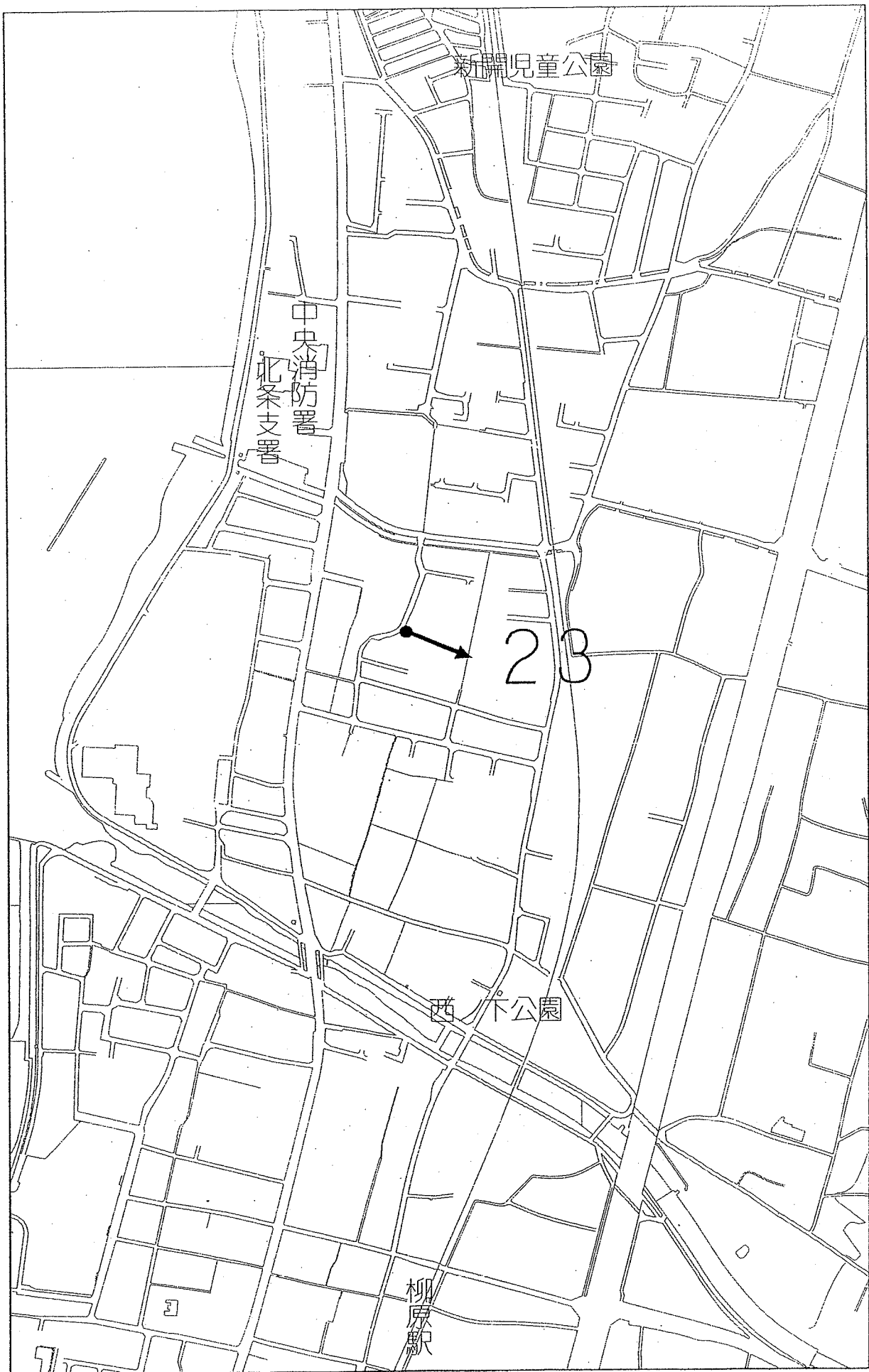
市立石井東小学校

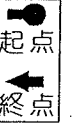
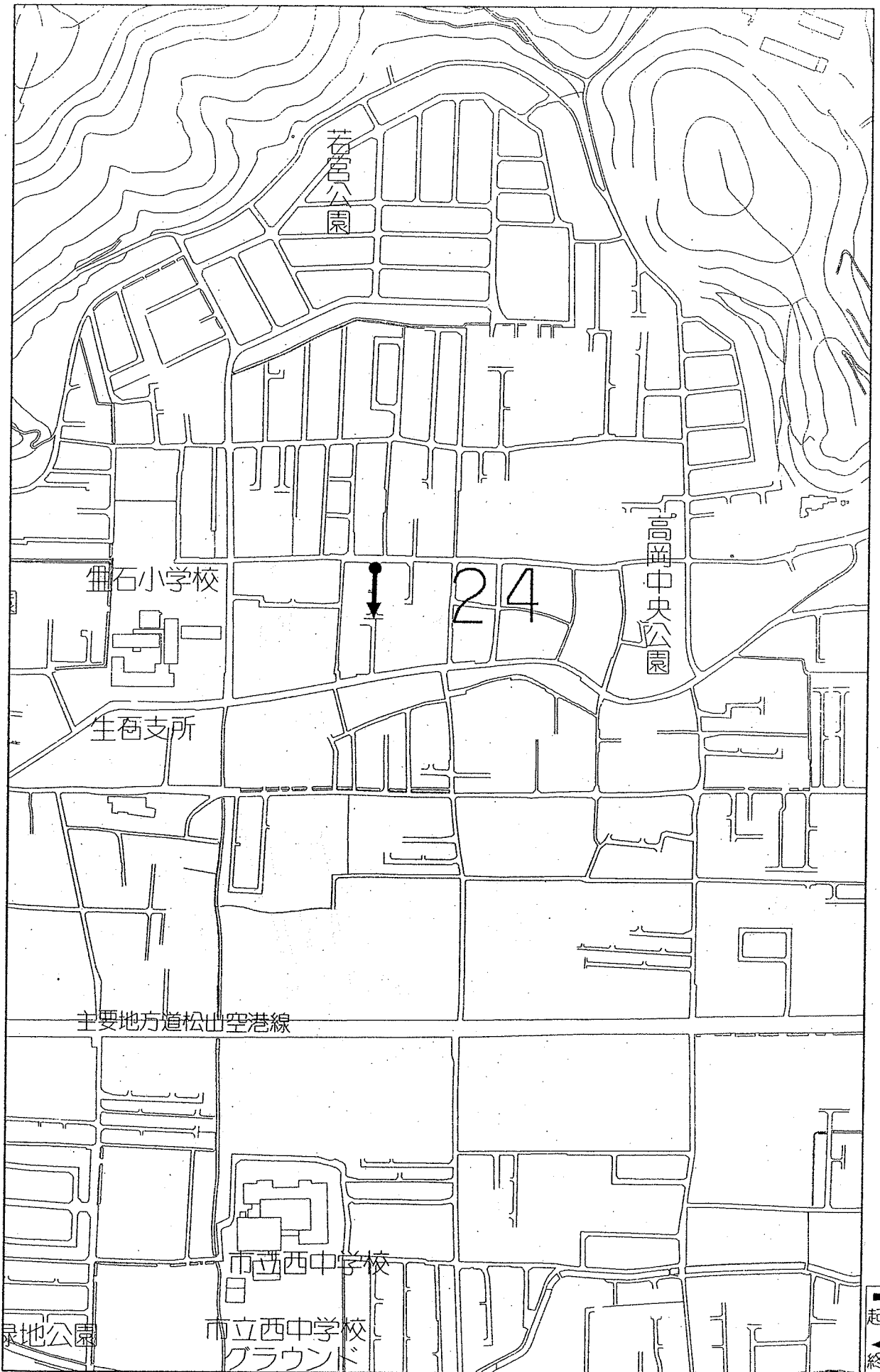
22

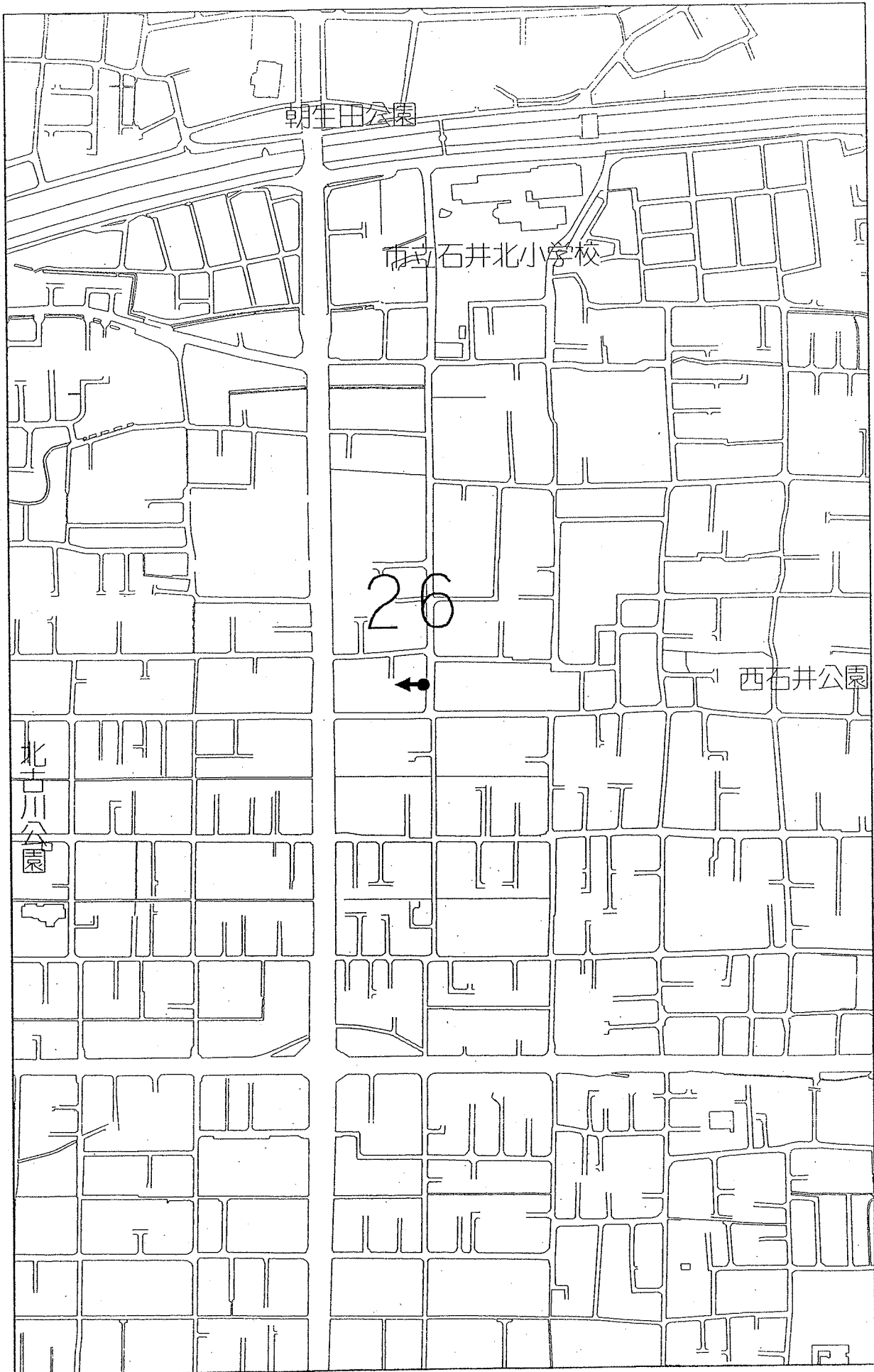
今在家公園

南消防署

● 起点
← 終点







朝生田公園

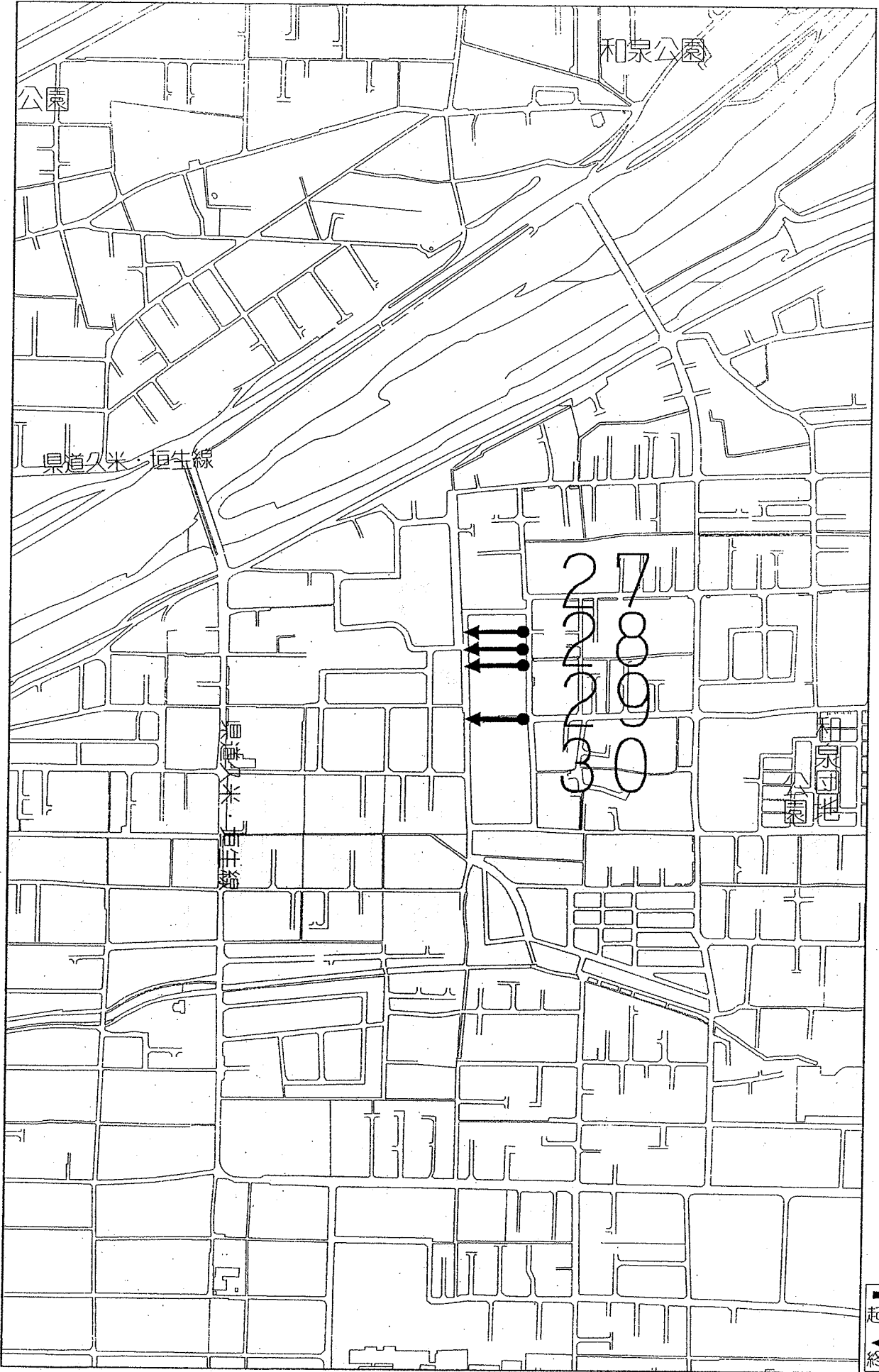
市立石井北小学校

26

西石井公園

北古川公園

● 起点
← 終点



● 起点
← 終点

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 清水 162号線	松山市山越四丁目 43番3地先	松山市問屋町 2番1地先	9.4 ~15.8	124.0
2	市 道 余土 223号線	松山市余戸西三丁目 2492番1地先	松山市余戸西三丁目 2488番1地先	5.2 ~17.1	109.9
3	市 道 余土 224号線	松山市余戸南五丁目 2089番1地先	松山市余戸南五丁目 2089番1地先	4.3 ~16.0	66.0
4	市 道 雄郡 195号線	松山市土居田町 718番2地先	松山市土居田町 718番10地先	4.3 ~8.9	66.1
5	市 道 道後 196号線	松山市岩崎町一丁目 253番1地先	松山市岩崎町一丁目 253番3地先	5.3 ~9.7	23.0
6	市 道 味生 272号線	松山市北斎院町 1042番2地先	松山市北斎院町 1057番12地先	4.3 ~9.2	187.4
7	市 道 味生 273号線	松山市南斎院町 958番1地先	松山市南斎院町 958番1地先	5.3 ~10.1	67.2
8	市 道 味生 274号線	松山市空港通六丁目 468番2地先	松山市空港通六丁目 468番7地先	4.0 ~8.3	74.2
9	市 道 生石 274号線	松山市高岡町 175番11地先	松山市高岡町 175番9地先	4.3 ~8.6	29.5
10	市 道 生石 275号線	松山市富久町 49番19地先	松山市富久町 49番12地先	4.3 ~8.6	88.6
11	市 道 生石 276号線	松山市富久町 232番7地先	松山市富久町 232番3地先	4.3 ~8.6	105.1
12	市 道 生石 277号線	松山市久保田町 102番2地先	松山市久保田町 102番8地先	4.3 ~8.6	105.2
13	市 道 久枝 268号線	松山市西長戸町 385番3地先	松山市西長戸町 384番7地先	5.0 ~9.7	90.4
14	市 道 潮見 135号線	松山市吉藤二丁目 681番3地先	松山市吉藤二丁目 681番10地先	4.8 ~9.2	39.6
15	市 道 余土 225号線	松山市保免中二丁目 283番2地先	松山市保免中二丁目 283番4地先	4.3 ~8.7	41.3
16	市 道 余土 226号線	松山市余戸中四丁目 1561番14地先	松山市余戸中四丁目 1561番11地先	4.3 ~8.7	37.0

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
17	市 道 久米 233号線	松山市南久米町 512番10地先	松山市南久米町 512番7地先	4.3 ~8.6	30.3
18	市 道 久米 234号線	松山市来住町 1075番8地先	松山市来住町 1075番11地先	4.3 ~8.7	49.5
19	市 道 久米 235号線	松山市福音寺町 372番34地先	松山市福音寺町 372番36地先	4.8 ~8.9	52.9
20	市 道 湯山 173号線	松山市溝辺町 甲218番1地先	松山市溝辺町 甲218番4地先	4.3 ~10.2	121.9
21	市 道 浮穴 100号線	松山市森松町 1095番8地先	松山市森松町 1095番6地先	4.3 ~8.7	39.0
22	市 道 石井 500号線	松山市北土居一丁目 47番1地先	松山市北土居一丁目 47番7地先	5.3 ~9.7	44.4
23	市 道 河野 27号線	松山市府中 592番3地先	松山市府中 592番6地先	5.3 ~9.7	54.2
24	市 道 生石 278号線	松山市高岡町 608番9地先	松山市高岡町 608番13地先	4.3 ~9.0	51.5
25	市 道 生石 279号線	松山市久保田町 318番7地先	松山市久保田町 318番9地先	4.0 ~8.3	94.0
26	市 道 石井 501号線	松山市古川北一丁目 81番6地先	松山市古川北一丁目 81番1地先	4.5 ~8.9	24.1

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
27	市 道 石井 192号線	松山市和泉南五丁目 361番地先	松山市和泉南五丁目 361番地先	2.5	54.3
28	市 道 石井 193号線	松山市和泉南五丁目 361番地先	松山市和泉南五丁目 361番地先	2.5	53.7
29	市 道 石井 194号線	松山市和泉南五丁目 358番1地先	松山市和泉南五丁目 359番地先	4.0	52.9
30	市 道 石井 195号線	松山市和泉南五丁目 300番1地先	松山市和泉南五丁目 300番1地先	5.7	52.5

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（農地保全事業（寺地区））の施行について

市営土地改良事業（農地保全事業（寺地区））を、次の計画概要書に基づき平成28年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（農地保全事業（寺地区））計画概要書

1. 目的

本地域は、松山市の北東部、一級河川石手川に注ぐ伊台川を中心部の丘陵地に位置しており、河川沿いに集落や農地が点在している。年間の降水雨量が少ない地域であり、主な水源をため池として、稲作や果樹栽培が展開されているが、近年ため池の脆弱化が著しいため、ため池の改修を実施するものである。

2. 地区の概要

(1) 地区

寺地区

(2) 所在地

松山市下伊台町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区は松山市の北東部に位置し、ため池を主水源とした水稻、桃や柑橘栽培等が展開されているなだらかな丘陵地である。

(4) 現況

受益面積 3.0ha

主要生産物 水稻、桃、柑橘類

3. 基本計画

本ため池は、築造後300年以上が経過し、堤体全体に老朽化の進行に伴う亀裂や浸食が多く見られるほか、下流法面では底樋出口や法尻周辺をはじめ各所で漏水が確認でき

ることから、堤体の決壊等による甚大な被害が懸念される。

このため、受益者に対して安定した農業用水を供給することはもちろん、災害時の堤体決壊による農地・農業用施設・住宅等の被害を未然に防止するため、総合的な工事を実施するものである。

(1) 事業概要

ため池 n = 1箇所 (H = 4.9m L = 25.7m)

(2) 事業費の概算

ア 内 訳

(単位：千円)

科 目	金 額
工 事 費	22,000
測 量 及 び 試 験 費	14,500
用 地 費 及 び 補 償 費	3,500
工 事 雑 費	0
事 業 費	400
合 計	40,400

イ 負担区分

(単位：千円)

科 目	金 額
国 庫 補 助 金	22,000
県 費	6,000
市 費	11,996
地 元	404
合 計	40,400

4. 効 果

ため池の決壊による災害を未然に防止するとともに、維持管理労力の軽減が可能である。

5. 施行方法

直 営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法 (抄)

(土地改良事業の開始)

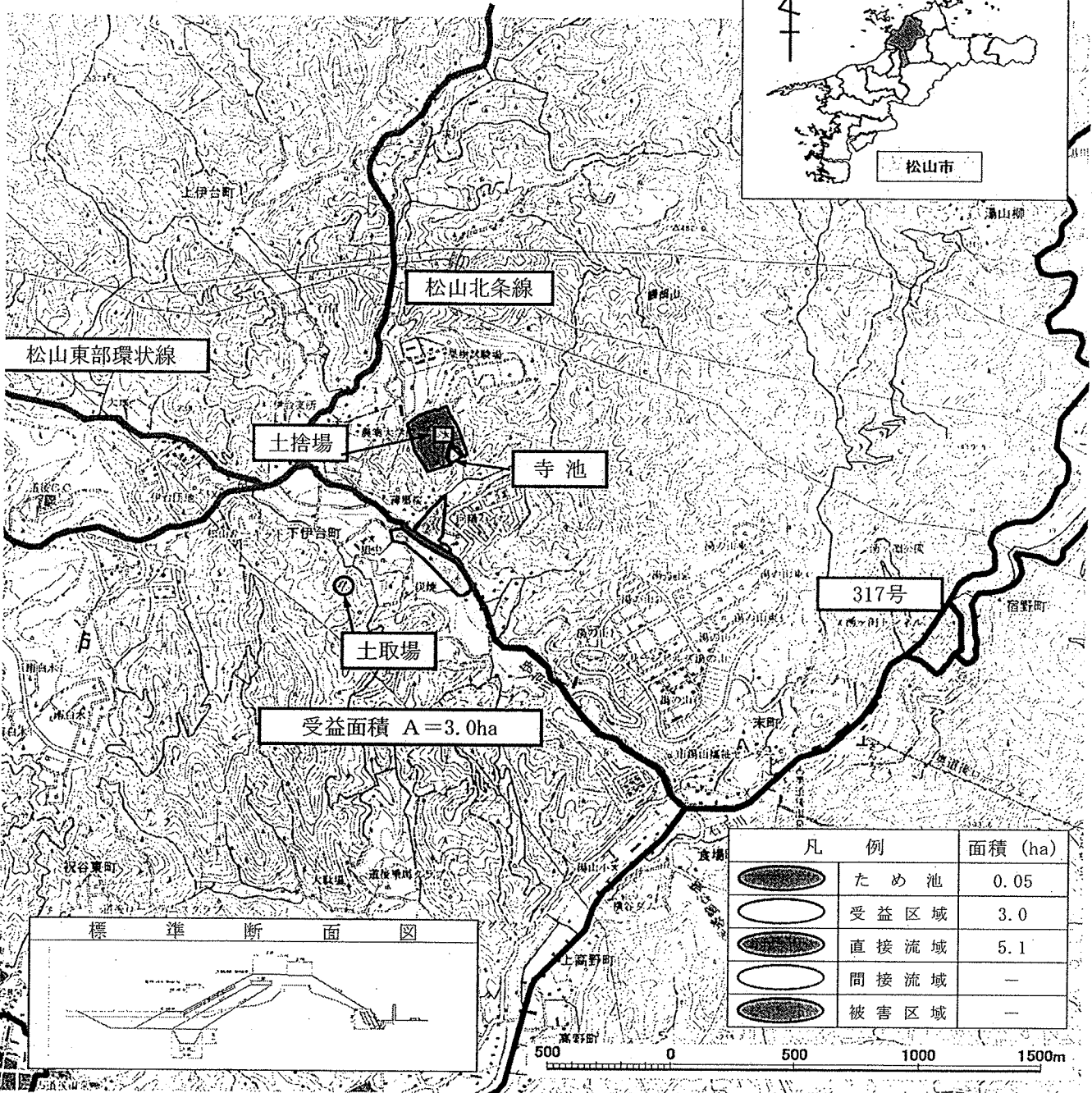
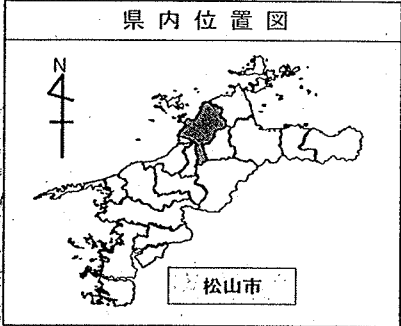
第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要(2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成)を定め、その計画の概要(全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。)その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2(2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2)以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

農地保全事業（寺地区）事業計画位置図

所在地 愛媛県 まつやま ししも いだいまち 松山市下伊台町

縮尺 1/25,000



凡 例		面積 (ha)
	ため池	0.05
	受益区域	3.0
	直接流域	5.1
	間接流域	—
	被害区域	—

